

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」の方向性について

**独自利用事務に係る情報連携を行うための原則に関して定める規則
(番号法改正に伴い、規則の根拠となる番号法の規定が変更となるもの)**

1. 規則の概要

従前、独自利用事務の情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供について、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」(以下「旧規則」という。)に規定していたところ、番号法第19条第8号が新設されたことに伴い、旧規則で定める内容について、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」として定めるものである。

なお、旧規則における規定のうち、

- ・「条例事務関係情報照会者」及び「条例事務関係情報提供者」の定義
- ・条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を提供するときは、条例事務を処理するために必要な特定個人情報の提供ができること

については、番号法第19条第8号に規定されたため、今般、新設する規則においては規定する必要がないもの。

2. 旧規則と新規則の適用関係について

地方公共団体の適正な事務処理に資するよう、施行日の前日までに旧規則の規定によりなされた届出等は、新規則の相当の規定による届出をしたものとみなすこととする。

3. 今後のスケジュール等

本規則については、改正番号法施行令が公布された後、パブリックコメント等の手続を経て制定予定。

施行日：番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
(番号法の公布の日から4年を超えない範囲内で政令で定める日)
※ 番号法の公布日：平成25年5月31日

(参考) 番号法第19条第8号の概要

番号法第19条各号に掲げる場合を除き、原則として特定個人情報の提供をしてはならないとされているところ、番号法第9条第2項に基づき社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるもの（以下「独自利用事務」という。）に係る情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供について同法第19条第8号において定めており、「条例事務関係情報照会者」、「事務」、「条例事務関係情報提供者」及び「特定個人情報」については個人情報保護委員会規則で定めることとされている。

【参照条文】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)

(利用範囲)

第九条

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

八 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。